

## 第15回福島家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成22年12月1日（水）午後1時15分～午後3時30分

### 2 場所

福島家庭裁判所会議室

### 3 出席者

（委員） 石原那津子，遠藤伝一郎，菅野 篤，菅野寿井，手塚佳子，富田 哲，  
堀部亮一，本間榮一 （五十音順）

（オブザーバー） 渡邊秀一 （以上 敬称略）

### 4 開会等

- (1) 開会宣言
- (2) 委員の退任等
- (3) 委員長あいさつ

### 5 議事

テーマ「犯罪被害者等支援に関する家裁の取組について」

（発言者：◎委員長，○委員，△オブザーバー，□裁判所）

- (1) テーマ「犯罪被害者等支援について」の提案趣旨及び福島県の取組状況並びに質疑応答

◎ 今回，A委員からテーマに関して，犯罪被害者等支援についてという提案があり，そこで，家裁では実際に被害者の関係ではどのような取組を行っているのかという観点から「犯罪被害者等支援に関する家裁の取組について」というテーマとした。

A委員から提案趣旨及び福島県の取組状況の説明がある。

○ 福島県では犯罪被害者の支援に取り組んでいるが，関係機関との連携が非常に大事だと考えており，今回，家裁が取り組んでいる内容等を聞き，協議

したく提案した。

国は犯罪被害者等基本計画を策定し、それに伴って福島県は、平成18年11月、生活環境部人権男女共生課に犯罪被害者支援の総合窓口を設置した。犯罪被害者等から相談を受けた際に、内容により警察や保健福祉機関等を案内するなどの役割を担っている。取組の具体例は、配布した資料「県における被害者支援の取組状況について」に記載のとおりである。さらに、福島県は、配布した「犯罪被害者支援ハンドブック」を作成し、ここに記載されているとおり、国、県及び市町村の各関係機関あるいは団体等との連携を図っている。

○ 具体例を知りたい。

△ 被害者等から電話で、警察への被害届の提出方法を知りたいと聞かれ、法テラス福島を紹介した例等がある。

○ 民間機関としては、ふくしま被害者支援センターがあり、直接相談を受けるなどの活動を行っている。

△ 福島県としては、センターが平成19年に設立された、比較的新しい団体であることから、センターの周知を図るために、市町村の職員等を対象とする犯罪被害者施策研修会に、センター理事を講師として依頼している。

## (2) 犯罪被害者等支援に関するマスメディアの取組状況及び質疑応答

○ メディア側が普段から具体的にこのようにすると言っているわけではない。

ところで、裁判員制度が施行され、裁判員候補者である一般人に、事件・事故に関する偏見等を与えないような、報道の規制が必要ではないかという意見が出た。メディアは法規制を受け入れることはできないとする一方で、自主的に改善しようという動きが出た。その結果、日本新聞協会が中心となってガイドラインを策定した。この中で犯罪被害者に関して、事件等の被害者家族に対しては、無理な取材は避けること、プライバシーや被害者感情あるいは遺族感情に一層の配慮が求められること等がうたわれた。そして、この

ガイドラインを受けて、通信社と全国の地方紙とが集まって、報道活動の指針としての事件報道ガイドラインを策定した。犯罪被害者に関する項目では、事件等の被害者等の心情に配慮し、多数の報道陣が無理な取材をすることにより、被害者等のプライバシー等が侵害されるという、いわゆる集団的加熱取材（メディアスクラム）を起こさないように注意することを明記した。

少年事件に関しては、3年前に会津若松市で母親殺人事件が発生した際、少年を特定する報道はできないし、学校の写真もどこの学校なのか分からないように撮らなければならないし、被害者側の話を聞くにしても地名が分からないように報道しなければならない等々、いろんな配慮の中で取材を行ったことがある。

このように被害者側に立っての取材は、我々メディアも慎重になり、考えながら取材活動を行っている。

- マスコミが被害者等にいろいろ取材する旨の話が出たが、裁判でも裁判官が公判中に被告人に対して、反省しているかなど、いろいろ質問をすることがある。ところで、その際、被害者が傍聴していることは、何か影響を及ぼすのか。
- 家裁でいえば、少年事件の審判における被害者の傍聴のケースであるが、基本的に、少年審判は審判廷における被害者の傍聴の有無に関わらず、少年自身に自分の行為の結果及び償いに触れて考えさせることになる。ただし、被害者が傍聴している場合、裁判官は少年に質問するとき、質問の仕方に一定の配慮をする場面というのが出てくるかもしれない。少年事件にしても、刑事事件にしても、多少の配慮の違いはあるだろうが、実質として被害者の被った被害を意識した手続運営を行うという限りにおいては同じだと思う。
- ◎ 少年審判では言葉で反省の点を聞くのは大事であるが、その周辺事情、例えば慰謝の手紙を出しているかなどを聞き、最後に、現在は反省しているかと聞くことになる。

(3) 犯罪被害者配慮について、家裁の制度及び取組状況の説明並びに質疑応答

□ (書記官室から少年事件における事件記録の閲覧・謄写、少年審判における被害者等の傍聴、被害者等の意見の陳述及び審判状況の説明等について、説明した。)

○ 被害者等が審判を傍聴することにより、復讐心を起こさせることが考えられる。対策はあるのか。

□ 審判傍聴を認めることについての相当性の判断の関係になるが、相当性の判断に関しては、被害者が少年に対して抱いている心情の情報を得るなどした上、総合的に考慮することになる。最終的には裁判官の判断になるが、家裁としては、復讐心をあおらないような形の配慮をしている。

○ 被害者等の意見の聴取について、審判廷で被害者等が直接陳述するのではなく、裁判官が、事前に聴取した内容を伝えるのか。

○ 意見の陳述の申し出があった場合、一般的には裁判官あるいは家裁調査官が審判前に意見を聴取する。これは、被害者の心情を事前に把握した上で裁判官及び家裁調査官が審判の準備をし、審判に臨めるからである。正に、被害者等の心情を反映した審判運営ができることになる。

当庁のケースではないが、聞くところによると、被害者等が傍聴した際、少年がいろんな事を言い始め、もともと意見を陳述する意思はなかったが、やはり一言、言わせてほしいと審判当日に申し出をされることもあるとのことである。この場合、裁判官は、審判前に申し出がなかったとして断ることもできないし、このように審判手続の中で気を配っている例もあると聞く。

○ 今回のテーマを見たときに、家裁における支援とは精神的な、あるいは経済的な支援と思っていたが、そうでなく、被害者に対する配慮という意味の支援であることを今、説明を聞き、理解した。ところで、被害者からの意見聴取後、被害者に対して、何かケアをするのか。

◎ ここで、被害者のケアを調査の過程で行っているのかも含めて、調査官室

から被害者配慮について説明する。

- （調査官室から被害者，その家族及び遺族に対する調査，いわゆる被害者調査とは，少年や保護者に反省を促して更生のきっかけとすることであり，家裁が少年に対して適正な処分を決める目的のための重要な情報の一つであって，被害者の権利及び利益の保障を目的とした制度ではないが，できる限り被害者等に配慮の上，調査を行うことなどを説明した。）

被害者のケアについて，被害者調査は，被害者のメンタルケアが第一の目的ではないが，被害者は事件等の被害に遭遇しただけで，それがなければ裁判所と関わる必要はなかった方々である。家裁調査官は，その方々の立場を十分に尊重し，調査に協力されるよう丁寧に対応する。あくまでも被害者の協力により行われるものであり，強いることなく，意向を尊重する。いわゆる二次被害とならないように，プライバシーの保護にも留意するとともに，気持ちや話したいことを尊重し，共感的に受容的態度で聞くように心掛ける。結果的にではあるが，被害者が家裁調査官に対して，今まで他人に話せなかった不安な気持ちを話して，少しは気持ちが楽になったと話す方もいる。さらに，犯罪被害者制度を利用したいとの話があれば，書記官室に案内し，制度を利用してもらおう。なお，被害者配慮とはいうものの，家裁が何でもできるわけではなく，例えば示談の仲介を求めたり，被害者の言い分のおりに少年を処分してほしいなどと話す方もいるが，家裁ができることとできないことがある旨説明する。必要があれば，関係機関を紹介する。

家裁調査官は，少年自身が被害の実態を理解して反省し，それらを通じて更生を図って再非行を防止することが，結果的には被害者にとっても非常に意味のあることではないかと考えながら，被害者調査に取り組んでいる。

- 被害者が女性の場合，女性の家裁調査官が担当した方が，本人は話しやすいと思う。
- 性被害を受けた女性の場合には，女性の家裁調査官が担当するなどの配慮

はする。

- メンタルケアを目的としていなくとも期待されている部分もあると思う。家裁調査官は苦勞されているようだが、それに関する専門的な研修等はあるのか。
- 家裁調査官の中には被害者との面接調査を経験している者と、そうでない者がいる。そこで、研修会の機会に、家裁調査官が被害者の立場、あるいは家裁調査官の立場という、ロールプレイを行ったり、また、民間の被害者サポート支援団体の職員の講話を聞くなどを、全国の家裁が実施している。
- ①被害者等の意見の聴取や審判傍聴等の制度は、家裁が被害者等に提示するのか。②被害者等の申し出による意見の聴取について、少年法9条の2の「相当でない」と認めるときは、この限りでない。」とは何か。③被害者等による記録の閲覧及び謄写（同法5条の2）及び被害者等に対する少年審判の説明（同法22条の6）の中に「3年を経過したとき」の文言がある。この3年の根拠は何か。
- ①書記官は事件の係属後、被害者等配慮制度を被害者等に案内する事件かどうかを選定して裁判官に意見を求める。その結果、案内することになったときは最高裁発行のパンフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」及び当庁作成の書類を送付する。一方、被害者等から問い合わせがあったときは、担当者は被害者等の心情に配慮しながら、本人であるかどうかを確認し、犯罪被害者等配慮制度を説明する。②相当性については、一つは少年審判手続が適正に運営できるかどうか、二つは少年の今後の育成等に関して、重大な情報が外部に漏れないかどうかというプライバシーの保護、この二つの観点により、相当か、相当でないかを定めることになるが、最終的には裁判官が判断する。③3年の期間については、例えば、記録の閲覧・謄写は、民事上の損害賠償請求を行うための目的と考えられるが、一般的に損害賠償請求の時効は3年であり、立法趣旨について確認したわけではないが、提訴する

ための資料収集の期間としての3年ではないかと思う。

- 被害者等の意見陳述を認めない場合がどのようなケースなのか、よく分からない。
- 少年法改正時の説明では、意見陳述の申し出が審判間際であるとか、あるいは、審判の最中に陳述を希望するなど、そのタイミングでは対応ができないケースがあるだろうとのことであった。それは正に審判の状況を考慮してということであろう。審判には時間的な制約がないし、被害者の申し出があるのに意見を聞かないというのは、通常は想定しがたい。
- 例えば暴走族同士の抗争事件で、本当の意味での被害者でないような場合、あるいは、調査の中で明らかに誹謗中傷的な言葉が多く出てくるような場合などは、はたして意見を陳述させるかどうか、最終的には裁判官が判断することになる。
- ◎ 例えば否認事件で、審判において、被害者が証人として後で採用が予定されるような場合、事実認定前にあらかじめ被害者から意見を聞いておくことは適当でないと思う。事実認定後に意見を聞くのが相当であろう。
- 最高裁作成のパンフレットについて要望がある。例えば「少年犯罪によって被害を受けた方へ～少年審判の傍聴について～」のQ4の中に、不安や緊張を緩和するのにふさわしい方という文言があるが、ふさわしい方とは誰なのかという疑問を持つ。パンフレットには、具体的なイメージを持てるような列挙をされたい。
- 被害者が裁判所に出向いて相談するという関わり方は、重い部分があるし、聞いてもらうだけでは救われない部分もあろう。家裁ではどの程度ウェイトを置いているのかということ言えば、限界に近いようなものが実態としてあるのではないか。そういう意味では、第三者機関において、ゆっくりと話をもっともっと心に寄り添って聞く形がよく、したがって、関係機関との上手な連携が必要である。

- 家裁における被害者配慮制度は、基本的には自分が手を挙げて申し出をしない限り利用できない。家裁は少年保護という観点をないがしろにできないし、被害者に肩入れをして、制度を利用されたらどうかと勧めることもできない。どうしても受け身の対応になってしまう。しかし、受け身であり続けるだけで、使い勝手の悪い制度、周知もされない制度となると、創設された制度が活用されないことになり、それは法の意図するところではない。そういう意味で、関係機関との連携、例えば家裁が関係機関の協議会に出席するなどして対応を考えていくことも必要であろう。
- 今の話を聞いて、それらは、いわゆる一連の司法制度改革の目的でもあると思えた。法律を作ったら終わりではなく、裁判員法も附則 9 条により施行後 3 年経過時に見直しを検討すると定めているように、よりよいものを作るためには見直しをしていかなければならない。その中で、所期の目的である開かれた司法に到達していくべきである。
- 家裁ができるのは、特に少年事件に限られ、具体的にはパンフレットに記載されている事項だけである。被害者支援関係は、やはり地方自治体が主体的に対応するのがいいと思う。

## 6 次回期日の指定

平成 23 年 6 月 1 日（水）午後 1 時 30 分